平成２２年（フ）第９８６号
さいたま市見沼区東大宮３丁目６番地２　ブルーハイツＣ―303
債務者　中野　和江
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１０１５号
埼玉県新座市野火止６丁目８番13号　ＦＩＳ新座
債務者　大橋　克司
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１０２０号
さいたま市南区辻５丁目11番３―521号
債務者　澤田　久和
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１１８５号
さいたま市見沼区春野２丁目３番４―603号、旧住所さいたま市緑区東浦和６丁目30番地10ニシノヤハイツ303
債務者　松本ティダー
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１２０４号
埼玉県新座市栄３丁目12番３号
債務者　高木　　修
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１２３９号
埼玉県川口市柳崎３丁目21番16号　タウニイハイツＡ201号
債務者　本間　信行
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１３１９号
さいたま市岩槻区大字表慈恩寺556番地１２号103
債務者　岡田久美子
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第７２７号
大阪府岸和田市大町403番地の２グリーンゲイブルズ大町102号、前住所大阪府岸和田市山直中町514番地の３
債務者　西村　和之
1　決定年月日時　平成22年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第５８０号
埼玉県坂戸市末広町12番地　13―202
債務者　新川タミ子
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月３日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第５９８号
埼玉県ふじみ野市大井936番地３
債務者　前田　清忠
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月３日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第５９９号
埼玉県ふじみ野市大井936番地３
債務者　前田　糸子
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月３日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第６１０号
埼玉県川越市仙波町４丁目19番地１
債務者　佐々木直人
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月３日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第６１１号
埼玉県川越市仙波町４丁目19番地１
債務者　佐々木玉枝
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月３日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第６２６号
埼玉県ふじみ野市新田２丁目４番１号　埼玉荘202
債務者　齋藤　義光
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月３日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第６５３号
埼玉県川越市藤原町10番地２
債務者　渡邉　智章
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月３日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第６７５号
埼玉県富士見市鶴馬２丁目９番27号　エクセレンスみずほ台Ｂ―101
債務者　加瀬真理子
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月３日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第１８３９号
札幌市東区北35条東５丁目２番24号　メゾンＮ102号
債務者　佐藤　悦子
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部